**令和６年度 指定（介護予防）訪問リハビリテーション**

**自己点検票**

**福祉局 指導監査部 指導第一課**

|  |
| --- |
| **記入上の注意**  **１　点検内容の記入について**  下記の分類により、該当する欄（□内）にチェックしてください。  「はい」：事項の内容を満たしている又は行っている  「いいえ」：事項の内容を満たしていない又は行っていない  「該当なし」：該当するものがない又は前提となる事実がない等  **２　本文中の表記について**  ○指定訪問リハビリテーションについて  「居宅条例」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年１０月１１日付条例第１１１号）  「居宅規則」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則  （平成２４年１０月１１日付規則第１４１号）  「条例施行要領」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領  （平成２５年３月２９日付２４福保高介第１８８２号）  「算定基準」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日付厚生省告示第１９号）  「算定通知」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１２年３月１日付老企第３６号）  ○指定介護予防訪問リハビリテーションについて  「予防条例」：東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２４年１０月１１日付条例第１１２号）  「予防規則」：東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」（平成２４年１０月１１日付規則第１４２号）  「条例施行要領」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領  （平成２５年３月２９日付２４福保高介第１８８２号）  「算定基準」：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日付厚生労働省告示第１２７号）  「算定通知」：「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」  （平成１８年３月１７日付老計発第０３１７００１号・老振発第０３１７００１号・老老発第０３１７００１号） |

**１　指定訪問リハビリテーション**

| 項　　　目  （根拠法令等） | 確　　認　　事　　項 | はい | いいえ | 該当なし |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **基本方針** | | | | |
| 基本方針  居宅条例第７９条 | 利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図っているか。 |  |  |  |
| **人員に関する基準** | | | | |
| 従業者の配置の基準  居宅条例第８０条  居宅規則第１４条  条例施行要領第三の四の１ | 事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者を規則で定める基準により置いているか。 | | | |
| １　訪問リハビリテーションの提供に必要な１人以上の常勤医師を配置しているか。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、その人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。 |  |  |  |
| ２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を１人以上、適当数配置しているか。 |  |  |  |
| **設備に関する基準** | | | | |
| 設備及び備品等  居宅条例第８１条  条例施行要領第三の四の２ | １　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であるか。 |  |  |  |
| ２　指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けているか。 |  |  |  |
| ３　指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 |  |  |  |
| **運営に関する基準** | | | | |
| 管理者等の責務  居宅条例第８８条  （第５１条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三のニの３（１）を参照） | １　管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　管理者は、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  |
| 運営規程  居宅条例第８２条  条例施行要領第三の一の３（３）参照 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 |  |  |  |
| ① 事業の目的及び運営の方針 |  |  |  |
| ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |  |
| ③ 営業日及び営業時間 |  |  |  |
| ④ 指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額 |  |  |  |
| ⑤ 通常の事業の実施地域 |  |  |  |
| ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |  |
| ⑦ その他運営に関する重要事項 |  |  |  |
| 勤務体制の確保等  居宅条例第８８条  （第１１条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（６）を参照） | １　利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションが提供することができるよう、各指定訪問リハビリテーション事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 |  |  |  |
| ２　当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ３　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係るものを除く）であってはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ４　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 |  |  |  |
| ５　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 |  |  |  |
| ６　職場におけるハラスメントの相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画の策定等  居宅条例第８８条  （第１１条の２を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（7）を参照） | １　利用者に対する業務継続計画を策定し必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　従業者に対し業務継続計画を周知し、研修と訓練を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| ３　業務継続計画について、定期的に見直し必要に応じて変更しているか。 |  |  |  |
| 内容及び手続の説明及び同意  居宅条例第８８条  （第１２条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（8）を参照） | １　指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  |
| ２　サービスの内容及び利用料金等について利用者又はその家族の同意を書面によって確認しているか。 |  |  |  |
| ３　重要事項説明書には利用者又はその家族の署名・捺印を受けているか。 |  |  |  |
| ４　重要事項説明には次の内容が記載されており、その内容はわかりやすいものとなっているか。 |  |  |  |
| 1. 運営規程の概要 |  |  |  |
| 1. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制 |  |  |  |
| 1. 事故発生時の対応 |  |  |  |
| 1. 苦情処理の体制 |  |  |  |
| 1. その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項 |  |  |  |
| 提供拒否の禁止  居宅条例第８８条  （第１３条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（9）を準用） | 正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス提供困難時の  対応  居宅条例第８８条  （第１４条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（10）を参照） | 自ら必要な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。 |  |  |  |
| 受給資格等の確認  居宅条例第８８条  （第１５条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（11）を参照） | １　利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 |  |  |  |
| ２　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。 |  |  |  |
| 要介護認定の申請に係る援助  居宅条例第８８条  （第１６条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１2）を参照） | １　利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか確認しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者が要介護認定を申請していない場合は、速やかに必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| ３　要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 心身の状況、病歴等の把握  居宅条例第８８条  （第１７条を準用） | 指定訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 |  |  |  |
| 居宅介護支援事業者等との連携  居宅条例第８８条  （第６９条を準用） | １　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| ２　指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| 法定代理受領サ―ビスの提供を受けるための援助  居宅条例第８８条  （第１９条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１3）を参照） | 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  居宅条例第８８条  （第２０条を準用） | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| 居宅サービス計画等の変更の援助  居宅条例第８８条  （第２１条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１4）を参照） | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 身分を証する書類の携行  居宅条例第８８条  （第２２条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１5）を参照） | １　事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名が記載された身分を証する書類を携行しているか。 |  |  |  |
| ２　初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分証を提示しているか。 |  |  |  |
| サービスの提供の記録  居宅条例第８８条  （第２３条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１6）を参照） | １　指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日、提供時間、具体的な内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。 |  |  |  |
| 利用料等の受領及び  領収書の交付  居宅条例第８３条  条例施行要領第三の四の３（１）  介護保険法第４１条第８項  介護保険法施行規則第６５条 | １　利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 |  |  |  |
| ２　法定代理受領サービスに該当する場合とそれ以外との場合で利用料に不合理な差額を生じさせてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　利用料の他に、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要する交通費（移動に要する実費）の支払を受けているか。 |  |  |  |
| ４　上記に係る費用の支払を受けるに当たり、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 |  |  |  |
| ６　領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 |  |  |  |
| 保険給付の申請に必要となる証明書の交付  居宅条例第８８条  （第２５条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（１8）を参照） | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書の交付を行っているか。 |  |  |  |
| 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針  居宅条例第８４条  条例施行要領第三の四の３（２） | １　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 |  |  |  |
| 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針  居宅条例第８５条  条例施行要領第三の四の３（２） | １　医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行っているか。 |  |  |  |
| ２　利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| ３　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ４　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 |  |  |  |
| ５　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 |  |  |  |
| ６　常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、適切な指定訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ７　それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 |  |  |  |
| ８　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。 |  |  |  |
| ９　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 |  |  |  |
| １０　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としているか。 |  |  |  |
| １１　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行っているか。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 |  |  |  |
| 訪問リハビリテーション計画の作成  居宅条例第８６条  条例施行要領第三の四の３（３） | １　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーション実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ２　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 |  |  |  |
| ３　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| ４　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。 |  |  |  |
| ５　 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、利用者に交付しているか。 |  |  |  |
| ６　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅条例第142条第１項から第３項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、居宅条例第８６条第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが遵守しているか。 |  |  |  |
| 利用者に関する区市町村への通知  居宅条例第８８条  （第３０条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（2１）を参照） | 利用者が正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 |  |  |  |
| 衛生管理等  居宅条例第８８条  （第３２条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（２3）を参照） | １　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 |  |  |  |
| ２　設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 |  |  |  |
| ３　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果について、~~看護師等~~理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知しているか。 |  |  |  |
| ４　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ５　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行っているか。 |  |  |  |
| 掲　示  居宅条例第８８条  （第３３条を準用） | １　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の  勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか、備え付け関係者に自由に閲覧できるようにしているか。 |  |  |  |
| ２　重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービ ス情報公表システム）に掲載しているか。 |  |  |  |
| 秘密保持等  居宅条例第８８条  （第３４条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（２5）を参照） | １　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 |  |  |  |
| 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止  居宅条例第８８条  （第３６条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（２7）を参照） | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 苦情処理  居宅条例第８８条  （第３７条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（２８）を参照） | １　利用者及びその家族からの指定訪問リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。  苦情受付担当（責任）者、職・氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ２　上記１の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、苦情内容等について記録をしているか。 |  |  |  |
| ３　令和~~３~~６？年度において、苦情があった場合、どのような内容であったか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ４　上記の苦情に対してどのように対応したのか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ５　利用者からの苦情に関して、区市町村及び国保連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。 |  |  |  |
| 地域との連携等  居宅条例第８８条  （第３８条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（２９）を参照） | １　事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 |  |  |  |
| ２　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 事故発生時の対応  居宅条例第８８条  （第３９条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（30）を参照） | １　指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　事故が発生した場合の対応方法を定め、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 |  |  |  |
| ３　指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 |  |  |  |
| ４　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 |  |  |  |
| 虐待の防止  居宅条例第８８条  （第３９条の２を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（31）を参照） | １　虐待の防止のための対策を検討する員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　虐待の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しているか。 |  |  |  |
| ４　上記１から３までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 会計の区分  居宅条例第８８条  （第４０条を準用）  条例施行要領第三の四の３（５）  （第三の一の３（３２）を参照） | 各指定訪問リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 |  |  |  |
| 記録の整備  居宅条例第８７条  条例施行要領第三の四の３（４） | １　従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 |  |  |  |
| ２　以下の記録を整備し、利用者の契約終了の日から２年間保存しているか。 |  |  |  |
| ① 訪問リハビリテーション計画 |  |  |  |
| ② サービスの具体的な内容等の記録 |  |  |  |
| ③ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊  やむを得ない理由の記録 |  |  |  |
| ④ 区市町村への通知に係る記録 |  |  |  |
| ⑤ 苦情の内容等の記録 |  |  |  |
| ⑥ 事故の状況及び処置についての記録 |  |  |  |
| 変更の届出等  介護保険法第７５条  介護保険法施行規則第131条 | １　指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、１０日以内にその旨を届け出ているか。 |  |  |  |
| ２　下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。  ※病院・診療所は東京都への届出不要 |  |  |  |
| ① 事業所の名称及び所在地 |  |  |  |
| ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ③ 申請者の登記簿の謄本又は条例等 |  |  |  |
| ④ 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別 |  |  |  |
| ⑤ 事業所の平面図 |  |  |  |
| ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ⑦ 運営規定 |  |  |  |
| **介護給付費の算定** | | | | |
| 費用額の算定  算定基準一・二 | １　算定基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」の所定単位数に地域区分による１単位の単価を乗じて算定されているか。 |  |  |  |
| ２　地域区分は適切であるか。  （１級地：1１．10、２級地：10．88、３級地：10．83、４級地：10．66、  ５級地：10．55、６級地：10．33、７級地：10．17、その他：10．00） |  |  |  |
| 端数処理  算定基準三 | 上記の費用の額に１円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算しているか。 |  |  |  |
| 訪問リハビリテーション費  算定基準 別表４イ注１  算定通知 第２の５（１） | １　通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。 |  |  |  |
| ２　計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療の日から３月以内に行われた場合に算定しているか。 |  |  |  |
| ３　例外として、事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供を受け、当該情報提供を踏まえて、当該リハビリテーション計画を作成し、指定訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から３月以内に行われた場合に算定しているか。 |  |  |  |
| ４　上記３により実施する場合、少なくとも３月に１回は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行っているか。 |  |  |  |
| ５　指定訪問リハビリテーションの医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の従業者に対し、当該リハビリテーションの目的、開始前又は実施中の留意事項、中止する際の基準、利用者に対する負荷等のうち、いずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ６　上記５の指示を行った医師又は当該指示を受けた従業者は、当該指示に基づき行った内容を明確に記録しているか。 |  |  |  |
| ７　指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、基準に定める医療保険のリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定訪問リハビリテーションへ移行する際に、リハビリテーションに係る通知（令和３年３月１６日老認発0316第３号、老老発0316第２号）の別紙様式２－２－１をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式２－２－１に記載された内容について確認し、指定訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式２－２－１をリハビリテーション計画書とみなして訪問リハビリテーション費の算定を開始しているか。  (その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して３月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の訪問リハビリテーション計画を作成しているか。) |  |  |  |
| ８　訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて見直しているか。初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始から概ね２週間以内に、その後は概ね３月ごとに行っているか。 |  |  |  |
| ９　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して３月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他の指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載しているか。 |  |  |  |
| １０　利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり２０分以上指導を行った場合に、１週に６回を限度として算定しているか。ただし、退院・退所の日から起算して３月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週１２回まで算定可能である。 |  |  |  |
| １１　指定訪問リハビリテーションの従業者が、介護支援専門員（ケアマネージャー）を通じて、指定訪問介護その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対して、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 |  |  |  |
| １２　居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録しているか。 |  |  |  |
| １３　利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にしているか。 |  |  |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算  算定基準 別表４イ注２  算定通知 第２の４（４） | 以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  （１）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、~~看護師等~~理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に十分周知しているか。  （２）虐待防止のための指針を整備しているか。  （３）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  （４）（１）から（３）に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画未策定減算（令和７年３月31日までの間、減算は適用しない）  算定基準 別表４イ注３  算定通知 第２の４（５） | 以下の措置を講じていない場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 同一の敷地内・隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い  算定基準 別表４イ注４  算定通知 第２の５（２） | １　指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物に居住する利用者（指定訪問リハビリテーション事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 |  |  |  |
| ２　指定訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 |  |  |  |
| 特別地域訪問リハビリテーション加算  算定基準 別表４イ注５  算定通知 第２の５（６） | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 短期集中リハビリテーション実施加算  算定基準 別表４イ注８  算定通知 第２の５（９） | １　利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院、退所した日又は要介護認定の効力が生じた日から起算して３月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、所定単位数に加算しているか。（２００単位／１日） |  |  |  |
| ２　１週につきおおむね２日以上、１日当たり20分以上リハビリテーションを実施しているか。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算  算定基準 別表４イ注９  算定通知 第２の５（１０） | リハビリテーションマネジメント加算~~（Ａ）~~（イ）の算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、１月につき180単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ３　上記における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が上記２に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか。 |  |  |  |
| ４　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 |  |  |  |
| ５　訪問リハビリテーション計画について、その作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る~~とともに、説明した内容等について医師へ報告しているか。~~こと。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。 |  |  |  |
| ６　３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直しているか。 |  |  |  |
| ７　指定訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っているか。 |  |  |  |
| ８　以下のいずれかに適合すること。  ①　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか。  ②　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか。 |  |  |  |
| ９　上記２から８までに掲げる基準に適合することを確認し、記録しているか。 |  |  |  |
| １０　訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師  が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、１月につき270単  位を加算しているか。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算~~（Ａ）~~（ロ）の算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、１月につき２13単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　リハビリテーションマネジメント加算~~（A）~~（イ）の要件をすべて満たしているか。 |  |  |  |
| ３　利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 |  |  |  |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算  算定基準 別表４イ注１０  算定通知 第２の５（１１） | 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して３月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、１週に２日を限度として、１日につき240単位を所定単位数に加算しているか。  ただし、短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定していないか。 |  |  |  |
| 口連携強化加算  算定基準 別表４イ注１１  算定通知 第２の５（１２） | 口の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口連携強化加算として、1月に1回に限り５０単位を加算しているか。 |  |  |  |
| 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合  算定基準 別表４イ注１２ | 主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費は算定しないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス種類相互間での算定関係  算定基準 別表４イ注１３ | 利用者が以下のサービスを受けている間は、訪問リハビリテーション費を算定しないとされているが、遵守しているか。  ① 短期入所生活介護  ② 短期入所療養介護  ③ 特定施設入居者生活介護  ④ 認知症対応型共同生活介護  ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護  ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |  |  |  |
| 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算  算定基準 別表４イ注１４  算定通知 第２の５（１４） | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき５０単位を所定単位数から減算しているか。  　ただし、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後１ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、減算を適用しない。 |  |  |  |
| 退院時共同指導加算  算定基準 別表４ロ注  算定通知 第２の５（１５） | 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、 当該退院につき１回に限り、所定単位数を加算しているか。 |  |  |  |
| 移行支援加算  算定基準　別表４ハ注  算定通知 第２の５（１６） | １　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合に、移行支援加算として、評価対象期間（移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から１２月までの期間）の末日が属する年度の次の年度内に限り、１日につき１７単位を加算しているか。 |  |  |  |
| ２　評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5を超えているか。 |  |  |  |
| ３　評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録しているか。 |  |  |  |
| ４　12を当該指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であるか。 |  |  |  |
| ５　訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供しているか。  　　ただし、提供する計画書の情報は利用者の同意を得て、全てではなく、本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋して提供することでも差し支えない。 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算  算定基準 別表４二  算定通知 第２の５（１７） | 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）にあっては、勤続年数が７年以上の者が１名以上いるか。（６単位／回） |  |  |  |
| 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）にあっては、勤続年数が３年以上の者が１名以上いるか。（３単位／回） |  |  |  |

**２　指定介護予防訪問リハビリテーション**

| 項　　　目  （根拠法令等） | 確　　認　　事　　項 | は  い | い  い  え | 該当　　なし |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **基本方針** | | | | |
| 基本方針  予防条例第７８条 | 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 |  |  |  |
| **人員に関する基準** | | | | |
| ＊　指定訪問リハビリテーション事業の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運用される場合は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業の基準についても満たすものとみなす。 | | | | |
| 従業者の配置の基準  予防条例第７９条  条例施行要領第四の一 | 事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者を規則で定める基準により置いているか。 | | | |
| １　訪問リハビリテーションの提供に必要な１人以上の常勤医師を配置しているか。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、その人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。 |  |  |  |
| ２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を１人以上、適当数配置しているか。 |  |  |  |
| **設備に関する基準** | | | | |
| ＊　指定訪問リハビリテーション事業の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運用される場合は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業の基準についても満たすものとみなす。 | | | | |
| 設備及び備品等  予防条例第８０条  条例施行要領第四の一 | 1. 病院~~又は~~、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であるか。 |  |  |  |
| ② 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けているか。 |  |  |  |
| ③ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 |  |  |  |
| **運営に関する基準** | | | | |
| 管理者等の責務  予防条例第８４条  （第５１条準用）  条例施行要領第四の一 | １　管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　管理者は、「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  |
| 運営規程  予防条例第８１条  条例施行要領第四の一 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 |  |  |  |
| ① 事業の目的及び運営の方針 |  |  |  |
| ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |  |
| ③ 営業日及び営業時間 |  |  |  |
| ④ 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額 |  |  |  |
| ⑤ 通常の事業の実施地域 |  |  |  |
| ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |  |
| ⑦ その他運営に関する重要事項 |  |  |  |
| 勤務体制の確保等  予防条例第８４条  （第５２条の２準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用者に対し、適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することができるよう、各事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 |  |  |  |
| ２　当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ３　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係るものを除く）であってはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ４　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 |  |  |  |
| ５　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 |  |  |  |
| ６　職場におけるハラスメントの相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画の策定等  予防条例第８４条  （第５２条の２の２を準用）  条例施行要領第四の一  ~~業務継続計画の策定等~~ | １　利用者に対する業務継続計画を策定し必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　従業者に対し業務継続計画を周知し、研修と訓練を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| ３　業務継続計画について、定期的に見直し必要に応じて変更しているか。 |  |  |  |
| 内容及び手続の説明及び同意  予防条例第８４条  （第５２条の３準用）  予防規則第１３条（第８条準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  |
| ２　サービスの内容及び利用料金等について利用者又はその家族の同意を書面によって確認しているか。 |  |  |  |
| ３　重要事項説明書には利用者又はその家族の署名・捺印を受けているか。 |  |  |  |
| ４　重要事項説明には次の内容が記載されており、その内容はわかりやすいものとなっているか。 |  |  |  |
| ① 運営規程の概要 |  |  |  |
| ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制 |  |  |  |
| ③ 事故発生時の対応 |  |  |  |
| ④ 苦情処理の体制 |  |  |  |
| ⑤ その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項 |  |  |  |
| 提供拒否の禁止  予防条例第８４条  （第５２条の４準用）  条例施行要領第四の一 | 正当な理由なく、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス提供困難時の対応  予防条例第８４条  （第５２条の５準用）  条例施行要領第四の一 | 自ら必要な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 |  |  |  |
| 受給資格等の確認  予防条例第８４条  （第５２条の６準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しているか。 |  |  |  |
| ２　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。 |  |  |  |
| 要支援認定の申請に係る援助  予防条例第８４条  （第５２条の７準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用申込者が要支援認定を受けていないことを確認した場合には、要支援認定の申請が既に行われているか確認しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者が要支援認定を申請していない場合は、速やかに必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| ３　要支援認定の更新の申請が、遅くとも要支援認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 心身の状況、病歴等の把握  予防条例第８４条  （第５２条の８準用） | 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 |  |  |  |
| 介護予防支援事業者等との連携  予防条例第８４条  （第６９条準用） | １　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| ２　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス費の受給の援助  予防条例第８４条  （第５２条の１０準用）  条例施行要領第四の一 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供  予防条例第８４条  （第５２条の１１準用） | 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス計画等の変更の援助  予防条例第８４条  （第５２条の１２準用）  条例施行要領第四の一 | 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 身分を証する書類の携行  予防条例第８４条  （第５２条の１３準用）  条例施行要領第四の一 | １　事業者の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名が記載された身分を証する書類を携行しているか。 |  |  |  |
| ２　初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分証を提示しているか。 |  |  |  |
| サービスの提供の記録  予防条例第８４条  （第５２条の１４準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供日、提供時間、具体的な内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。 |  |  |  |
| 利用料等の受領及び  領収書の交付  予防条例第８２条  条例施行要領第四の一  介護保険法第５３条第７項  （第４１条第８項準用）  介護保険法施行規則第８５条  （第６５条準用） | １　利用者から利用料の一部として、介護予防サービス費用基準額から事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 |  |  |  |
| ２　法定代理受領サービスに該当する場合とそれ以外との場合で利用料に不合理な差額を生じさせてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　利用料の他に、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を受けているか。 |  |  |  |
| ４　上記に係る費用の支払を受けるに当たり、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 |  |  |  |
| ６　領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 |  |  |  |
| 保険給付の申請に必要となる証明書の交付  予防条例第８４条  （第５３条の２準用）  条例施行要領第四の一 | 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書の交付を行っているか。 |  |  |  |
| 利用者に関する区市町村への通知  予防条例第８４条  （第５３条の３準用）  条例施行要領第四の一 | 利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 |  |  |  |
| 衛生管理等  予防条例第８４条  （第５４条の２準用）  条例施行要領第四の一 | １　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 |  |  |  |
| ２　設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 |  |  |  |
| ３　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果について、~~看護師等~~理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知しているか。 |  |  |  |
| ４　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ５　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行っているか。 |  |  |  |
| 掲　示  予防条例第８４条  （第５４条の３準用） | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について掲示をしているか。 |  |  |  |
| 秘密保持等  予防条例第８４条  （第５４条の４準用）  条例施行要領第四の一 | １　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 |  |  |  |
| 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止  予防条例第８４条  （第５４条の６準用）  条例施行要領第四の一 | 介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 苦情処理  予防条例第８４条  （第５４条の７準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用者及びその家族からの指定介護予防訪問リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。  　苦情受付担当（責任）者、職・氏名（　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ２　上記１の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、苦情内容等について記録をしているか。 |  |  |  |
| ３　令和３年度において、苦情があった場合、どのような内容であったか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ４　上記の苦情に対してどのように対応したのか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ５　利用者からの苦情に関して、区市町村及び国保連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。 |  |  |  |
| 地域との連携等  予防条例第８４条  （第５４条の８準用）  条例施行要領第四の一 | 事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 |  |  |  |
| 事故発生時の対応  予防条例第８４条  （第５４条の９準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　事故が発生した場合の対応方法を定め、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 |  |  |  |
| ３　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 |  |  |  |
| ４　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 |  |  |  |
| 虐待の防止  予防条例第８４条  （第５４条の９の２を準用）  条例施行要領第四の一 | １　虐待の防止のための対策を検討する員会を定期的に開催するとともに、その結果について、~~看護師等~~理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　虐待の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しているか。 |  |  |  |
| ４　上記１から３までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 会計の区分  予防条例第８４条  （第５４条の１０準用）  条例施行要領第四の一 | 各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 |  |  |  |
| 記録の整備  予防条例第８３条  条例施行要領第四の一 | １　従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 |  |  |  |
| ２　以下の記録を整備し、利用者の契約終了の日から２年間保存しているか。 |  |  |  |
| ① 介護予防訪問リハビリテーション計画 |  |  |  |
| ② サービスの具体的な内容等の記録 |  |  |  |
| ③　身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊やむを得ない理由の記録 |  |  |  |
| ④　区市町村への通知に係る記録 |  |  |  |
| 1. 苦情の内容等の記録 |  |  |  |
| 1. 事故の状況及び処置についての記録 |  |  |  |
| 変更の届出等  介護保険法第１１５条の５  介護保険法施行規則第１４０条の２２ | １　指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、１０日以内にその旨を届け出ているか。 |  |  |  |
| ２　下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。  　　※病院・診療所は東京都への届出不要 |  |  |  |
| ① 事業所の名称及び所在地 |  |  |  |
| ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住  　所 |  |  |  |
| ③ 申請者の登記簿の謄本又は条例等 |  |  |  |
| ④ 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別 |  |  |  |
| ⑤ 事業所の平面図 |  |  |  |
| ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ⑦ 運営規定 |  |  |  |
| **介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準** | | | | |
| 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針  予防条例第８５条  条例施行要領第四の三の３（１） | １　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 |  |  |  |
| ３　利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 |  |  |  |
| ４　利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努めているか。 |  |  |  |
| ５　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めているか。 |  |  |  |
| 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針  予防条例第８６条  条例施行要領第四の三の３（２） | １　主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を把握しているか。 |  |  |  |
| ２　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ３　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成されているか。 |  |  |  |
| ４　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。 |  |  |  |
| ６　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、利用者に交付しているか。 |  |  |  |
| ７　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、予防条例第125条第１項第２号から第４号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが遵守しているか。 |  |  |  |
| ８　医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 |  |  |  |
| ９　利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| １０　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 |  |  |  |
| １１　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 |  |  |  |
| １２　介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 |  |  |  |
| １３　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従った指定介護予防訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 |  |  |  |
| １４　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始した時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも１回、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。 |  |  |  |
| １５　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果の記録を行い、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しているか。 |  |  |  |
| １６　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。 |  |  |  |
| **介護給付費の算定** | | | | |
| 費用額の算定  算定基準一・二 | １　算定基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」の所定単位数に地域区分による１単位の単価を乗じて算定されているか。 |  |  |  |
| ２　地域区分は適切であるか。  （１級地：1１．10、２級地：10．88、３級地：10．83、４級地：10．66、  ５級地：10．55、６級地：10．33、７級地：10．17、その他：10．00） |  |  |  |
| 端数処理  算定基準三 | 上記の費用の額に１円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算しているか。 |  |  |  |
| 介護予防訪問リハビリテーション費の算定  算定基準 別表３イ注１  算定通知 第２の４（１） | １　通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。（307単位/回） |  |  |  |
| ２　計画的な医学管理を行っている当該事業所の医師の診療の日から３月以内に行われた場合に算定しているか。 |  |  |  |
| ３　例外として、事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供を受け、当該情報提供を踏まえ、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、指定介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から３月以内に行われた場合に算定しているか。 |  |  |  |
| ４　上記３により実施する場合、少なくとも３月に１回は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行っているか。 |  |  |  |
| ５　事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、当該リハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者の負荷等のうちいずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ６　上記５の指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指示に基づき行ったことを明確に記録しているか。 |  |  |  |
| ７　指定介護予防訪問リハビリテーションは、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、基準に定める医療保険のリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定介護予防訪問リハビリテーションへ移行する際に、リハビリテーションに係る通知（令和３年３月１６日老認発0316第３号、老老発0316第２号）の別紙様式２－２－１をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式２－２－１に記載された内容について確認し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式２－２－１をリハビリテーション計画書とみなして介護予防訪問リハビリテーション費の算定を開始しているか。  (その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して３月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか。) |  |  |  |
| ８　介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。初回の評価は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始から概ね２週間以内に、その後は概ね３月ごとに評価を行っているか。 |  |  |  |
| ９　事業所の医師が、利用者に対して３月以上の指定介護予防訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合は、介護予防訪問リハビリテーション計画に継続が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定介護予防サービスの併用と移行の見通しを記載しているか。 |  |  |  |
| １０　利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり２０分以上指導を行った場合に、１週に６回を限度として算定しているか。  　　ただし、退院・退所の日から起算して３月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週１２回を限度として算定しているか。 |  |  |  |
| １１　居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録しているか。 |  |  |  |
| １２　利用者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にしているか。 |  |  |  |
| １３　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 |  |  |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算  算定基準 別表３イ注２  算定通知 第２の４（４） | 以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  （１）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。  （２）虐待防止のための指針を整備しているか。  （３）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  （４）（１）から（３）に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画未策定減算（令和７年３月31日までの間、減算は適用しない）  算定基準 別表３イ注３  算定通知 第２の４（４） | 以下の措置を講じていない場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 同一の敷地内・隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い  算定基準 別表３イ注４  算定通知 第２の４（２） | １　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一の建物に居住する利用者(指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 |  |  |  |
| ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 |  |  |  |
| 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算  算定基準 別表３イ注５  算定通知 第２の４（６） | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 短期集中リハビリテーション実施加算  算定基準 別表３イ注８  算定通知 第２の４（９） | １　利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院、退所した日又は要支援認定の効力が生じた日から起算して３月以内の期間に、集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に加算しているか。（２００単位/日） |  |  |  |
| ２　退院（所）日又は認定日から起算して１月以内の期間に行われる場合は、１週につきおおむね２日以上、１日当たり４０分以上実施しているか。 |  |  |  |
| ３　退院（所）日又は認定日から起算して１月を超え３月以内の期間に行われる場合は、１週につきおおむね２日以上、１日当たり２０分以上実施しているか。 |  |  |  |
| 口腔連携強化加算  算定基準 別表３イ注９  算定通知 第２の４（10） | 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対し、届け出ている介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り５０単位を加算しているか。 |  |  |  |
| 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合  算定基準 別表３イ注１０  算定通知 第２の４（１１） | 主治の医師（介護老人保健施設及び介護療養院の医師を除く。）が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問リハビリテーション費は算定しないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス種類相互間での算定関係  算定基準 別表３イ注１１ | 利用者が、以下のサービスを受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費を算定できないが、遵守しているか。  ① 介護予防短期入所生活介護  ② 介護予防短期入所療養介護  ③ 介護予防特定施設入居者生活介護  ④ 介護予防認知症対応型共同生活介護 |  |  |  |
| 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算  算定基準 別表３イ注１２  算定通知 第２の４（１２） | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき50単位を所定単位数から減算しているか。  ただし、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後１ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、減算を適用しない。 |  |  |  |
| １２月を超えてリハビリテーションを行う場合の減算  算定基準 別表３イ注１３  算定通知 第２の４（１３） | 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、１回につき３０単位を所定単位から減算しているか。  ただし、 厚生労働大臣が定める基準をいずれも満たす場合においては、リハビ リテーションマネジメントのもと、リハビリテーションを継続していると考えられることから、減算は行わない。 |  |  |  |
| 記録の整備  算定通知 第２の４（13） | １　医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入しているか。 |  |  |  |
| ２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画書の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録しているか。 |  |  |  |
| ３　上記２の記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしているか。 |  |  |  |
| ４　指定介護予防訪問リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、常に指定介護予防訪問リハビリテーション事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるか。 |  |  |  |
| 退院時共同指導加算  算定基準　別表３ロ注  算定通知　第2の４（1４） | 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問介護予防リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防リハビリテーションを行った場合に、 当該退院につき１回に限り、所定単位数を加算しているか。 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算  算定基準 別表３ハ注  算定通知 第２の４（15） | １　指定介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）にあっては、勤続年数が７年以上の者が１名以上いるか。（６単位／回） |  |  |  |
| ２　指定介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）にあっては、勤続年数が３年以上の者が１名以上いるか。（３単位／回） |  |  |  |